

報告第 41 号

小城市学校災害補償規則の一部を改正する規則

このことについて、別紙のとおり報告する。

令和 2 年 12 月 24 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

令和 3 年 4 月に認定こども園三日月幼稚園を開園することに伴い、学校災害補償の対象にする必要があるため、既存の規則に市立認定こども園の追加を行う改正を行ったため、報告する。

小城市規則第 32 号

小城市学校災害補償規則の一部を改正する規則

小城市学校災害補償規則（平成 29 年小城市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）に基づき、本市が設置する
認定こども園

第 2 条第 2 項第 1 号中「又は保育所の保育」を「、保育所の保育又は認定こども園の教育若しくは保育」に改める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

小城市学校災害補償規則（平成29年小城市規則第8号）の一部を改正する規則 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において「学校」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>（1）及び（2）（略）</p> <p>2 この規則において「学校の管理下」とは、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号）第5条第2項及び附則第5条第4項の規定に準拠し、次に掲げる場合をいう。</p> <p>（1）法の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業又は<u>保育所の保育</u>を受けているとき。</p> <p>（2）～（4）（略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において「学校」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>（3）<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき、本市が設置する認定こども園</u></p> <p>2 この規則において「学校の管理下」とは、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号）第5条第2項及び附則第5条第4項の規定に準拠し、次に掲げる場合をいう。</p> <p>（1）法の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業、<u>保育所の保育又は認定こども園の教育若しくは保育</u>を受けているとき。</p> <p>（2）～（4）略</p>